

関税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

1. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「日米協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合に締約国原産品申告書等に関する所要の規定を整備することとする。（関税法施行令第 61 条関係）
2. 日米協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の対象となる物品を指定し、その修正の適用に関する所要の規定等（輸入数量の算出方法等）を整備することとする。（関税暫定措置法施行令第 10 条の 2、第 10 条の 4、第 14 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条～第 19 条の 4、第 19 条の 6～第 19 条の 11 及び別表第 1 関係）
3. 日米協定に基づき関税割当制度の対象となる物品を指定することとする。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令別表第 1 関係）
4. この政令は、日米協定の効力発生の日から施行することとする。